

つつじプラン1契約(個別約款)新旧対照表

| つつじプラン1契約(個別約款)(旧) | 料金等定義書(つつじプラン1料金)(新) | 備考 |
|--|---|---------------------------------------|
| <p>1. 適用 この個別約款は、この個別約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。</p> | <p>1. 適用 この料金等定義書は、この料金等定義書の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。</p> | <p>変更</p> |
| <p>2. 個別約款の変更 当社は、この個別約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の個別約款によるものとします。</p> | <p>2. 料金等定義書の変更 当社は、この料金等定義書を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の料金等定義書によるものとします。</p> | <p>変更 変更 変更</p> |
| <p>3. 用語の定義 (2)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この本約款においては10%といたします。</p> | <p>3. 用語の定義 (2)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この料金等定義書においては10%といたします。</p> | <p>変更</p> |
| <p>4. 適用条件 お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの個別約款の契約を申し込むことができます。 (1)契約で定める需要場所においてガスを使用する必要があること。 (2)料金を、当社が指定する口座振替の方法により、毎月お支払いいただけること。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社の指定する銀行口座への振込による支払いも可能とします。なお、契約締結時に口座振替手続きが完了していない際には、速やかに当該手続きを完了していただくものとし、手続きが一定期間にわたり未完了の場合には、当社のガス小売供給約款に定める一般料金を適用します。</p> | <p>4. 適用条件 お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの料金等定義書の適用を申し込むことができます。 (1)需要場所においてガスを使用する必要があること。 (2)料金を、当社が指定する口座振替の方法により、毎月お支払いいただけること。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社の指定する銀行口座への振込による支払いも可能とします。なお、適用開始時に口座振替手続きが完了していない場合には、速やかに当該手続きを完了していただくものとし、手続きが一定期間にわたり未完了の場合には、当社の料金等定義書(一般料金)を適用します。</p> | <p>変更 変更 変更 変更 変更</p> |

| つつじプラン1契約(個別約款)(旧) | 料金等定義書(つつじプラン1料金)(新) | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) =基準単位料金+<u>0.066円</u>×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) =基準単位料金-<u>0.066円</u>×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)</p> <p>(備 考)</p> <p>上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。</p> <p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トンあたり) <u>37,710円</u></p> <p>② 平均原料価格(トンあたり)</p> <p>別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>平均原料価格 = トンあたりLNG平均価格 × <u>0.9771</u> + トンあたりLPG平均価格 × <u>0.0474</u></p> | <p>基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。</p> <p>イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) =基準単位料金+<u>0.078円</u>×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)</p> <p>ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 調整単位料金(1立方メートルあたり) =基準単位料金-<u>0.078円</u>×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)</p> <p>(備 考)</p> <p>上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。</p> <p>(2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。</p> <p>① 基準平均原料価格(トンあたり) <u>82,710円</u></p> <p>② 平均原料価格(トンあたり)</p> <p>別表1(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトンあたりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>平均原料価格 =トン当たりLNG平均価格×<u>0.9330</u> +トン当たりLPG平均価格×<u>0.0731</u></p> | <p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> |

| つつじプラン1契約(個別約款)(旧) | 料金等定義書(つつじプラン1料金)(新) | 備考 |
|---|---|---|
| <p>(備考)</p> <p>トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>付 則</p> <p><u>1. 本個別約款の実施期日</u> 本個別約款は、令和7年4月1日から実施いたします。</p> <p><u>2. 本個別約款実施に伴う経過措置</u> 本個別約款の施行前に本契約が成立しているお客様については、本個別約款に定める適用条件のうち、支払い方法に関する制限を適用しないものとします。ただし、当該契約において、支払い方法に関する制限を除くその他の変更点については、<u>本個別約款</u>の規定を適用するものとします。</p> | <p>(備考)</p> <p>トンあたりLNG平均価格及びトンあたりLPG平均価格は、当社窓口に掲示いたします。</p> <p>③ 原料価格変動額</p> <p>次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。</p> <p>(算定式)</p> <p>イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき 原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格</p> <p>ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき 原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格</p> <p>付 則</p> <p><u>1. 本料金等定義書の実施期日</u> 本料金等定義書は、令和8年4月1日から実施いたします。</p> <p><u>2. 本料金等定義書実施に伴う経過措置</u> 令和7年3月31日までに本料金等定義書の適用を開始しているお客様については、本料金等定義書に定める適用条件のうち、支払い方法に関する制限を適用しないものとします。ただし、<u>当該適用</u>において、支払い方法に関する制限を除くその他の変更点については、<u>本料金等定義書</u>の規定を適用するものとします。</p> | <p></p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> |

| つつじプラン1契約(個別約款)(旧) | | | | 料金等定義書(つつじプラン1料金)(新) | | | | 備考 | |
|---|------------------|-----------------|-------------------|---|------------------|-----------------|-------------------|----|----|
| 2. 料金表(消費税等相当額を含みます。) | | | | 2. 料金表(消費税等相当額を含みます。) | | | | | |
| (1)基本料金・基準単位料金(1立方メートルにつき) | | | | (1)基本料金・基準単位料金(1立方メートルにつき) | | | | | |
| | 主な需要対象 | 基準単位料金 | 基本料金 | | 主な需要対象 | 基準単位料金 | 基本料金 | | |
| 0群 | 使用量0㎡から12㎡まで | 0.00 円 | <u>2,689.87 円</u> | 0群 | 使用量0㎡から12㎡まで | 0.00 円 | <u>3,082.63 円</u> | | 変更 |
| A群 | 使用量12㎡をこえ20㎡まで | <u>150.68 円</u> | 881.71 円 | A群 | 使用量12㎡をこえ20㎡まで | <u>183.41 円</u> | 881.71 円 | | 変更 |
| B群 | 使用量20㎡をこえ81㎡まで | <u>141.37 円</u> | 1,067.90 円 | B群 | 使用量20㎡をこえ81㎡まで | <u>174.10 円</u> | 1,067.90 円 | | 変更 |
| C群 | 使用量81㎡をこえ204㎡まで | <u>131.59 円</u> | 1,859.90 円 | C群 | 使用量81㎡をこえ204㎡まで | <u>164.32 円</u> | 1,859.90 円 | | 変更 |
| D群 | 使用量204㎡をこえ511㎡まで | <u>127.25 円</u> | 2,745.03 円 | D群 | 使用量204㎡をこえ511㎡まで | <u>159.98 円</u> | 2,745.03 円 | | 変更 |
| E群 | 使用量511㎡をこえるもの | <u>122.23 円</u> | 5,316.12 円 | E群 | 使用量511㎡をこえるもの | <u>154.96 円</u> | 5,316.12 円 | | 変更 |
| (2)調整単位料金 | | | | (2)調整単位料金 | | | | | |
| (1)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。 | | | | (1)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。 | | | | | |